

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労災保険率の改正等

一 労災保険率を、別添一のとおり改正するものとする。

二 非業務災害率を、一、〇〇〇分の〇・八（現行一、〇〇〇分の〇・九）とするものとする。

第二 労務費率の改正

請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率（労務費率）を、別添二のとおり改正するものとする。

第三 特別加入保険料率の改正

一人親方等の特別加入に係る第二種特別加入保険料率を、別添三のとおり改正するものとする。

第四 施行期日等

一 この省令は、平成十八年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。